令和７年度　「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」　2_環境・安全・みどり		
No.	件名・内容	回答
1	地域住民の生活環境を脅かす悪臭問題に関する政策提言 （内容） 悪臭問題について、具体的に次の点をご検討いただきますようお願いいたします。 1. 現場の実地調査による実態の把握 2. 周辺住民への聞き取り調査の実施 3. 悪臭防止条例等に基づく指導または是正措置の検討 4.「堆肥利用」を名目にした生活環境悪化の予防策の構築	1. 現場の実地調査による実態の把握 本年１月より周辺施設や自治会長さんより、食品残渣の悪臭の苦情を受け付けており、臭気公害を所掌する生活環境課、農地利用を所掌する農政課・農業委員会事務局、一般廃棄物及び再生利用業を所掌する西貝塚環境センターにおいて、1 月から現在にかけて週 2～3 回程度、現地に赴き実態の把握に努めております。また、その際に現地において、耕作者に対し原因物の性状や臭気の発生状況について聞き取り調査を行っております。 2. 周辺住民への聞き取り調査の実施 農政課及び農業委員会事務局において、令和 7 年 4 月 18 日(金)に地元畔吉前原地区の自治会長さんをはじめ市議会議員さん、原因地周辺のお宅を訪問し、臭いの状況や発生時期などお聞きしております。また、周辺地域の状況を把握するとともに、耕作者から聞き取りした今後の作業工程などについて情報共有をさせて頂いたところです。 3. 悪臭防止条例等に基づく指導または是正措置の検討 生活環境課において令和 7 年 3 月 13 日(木)に臭気測定を行ったところ基準値を下回っていたことから、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例による指導や是正命令の対象にはなっておりません。しかしながら、現在も近隣住民の方々が食品残渣による悪臭にお困りであり、多数の苦情が寄せられている状況から、耕作者に対し、臭いの元となっている食品残渣に土を被せるなどして臭いが飛散しないよう近隣住民への配慮を依頼しております。 4.「堆肥利用」を名目にした生活環境悪化の予防策の構築 農業活動においての食品リサイクルによる肥料化は、堆肥の原材料として発酵過程のものを肥料、土壌改良として再利用されるものでございますが、臭いの

	【受付No.】７－２００３ 【受付日】令和７年４月１８日	発生については、周辺環境への影響を考慮し、耕作者により管理されるものと考えており、本市といたしましては、食品残渣が廃棄物にあたるかの視点も捉え、今後の発生防止策について検討しているところでございます。 【臭気公害について】 （担当）生活環境課（電話）０４８－７７５－６９４０ 【農地利用について】 （担当）農政課　　（電話）０４８－７７５－７３８４ （担当）農業委員会事務局（電話）０４８－７７５－９６９４ 【一般廃棄物・再生利用業について】 （担当）西貝塚環境センター（電話）０４８－７８１－９１４１
２	ぐるっとくんの件 （内容） 自宅から目的へ向かう際に、便利で安い交通機関として､デマンド乗り合いタクシーを導入してほしい。 【受付No.】７－２００２ 【受付日】令和７年５月２８日	市内を運行しておりますバス、タクシーなどの公共交通は、日常の生活において、大変重要な役割を果たしております。 このため、市では、市民の皆様から多くのご要望をいただいております､「ぐるっとくん」の利便性向上に向けた取り組みを、最優先で行ったところです。 今後は､「ぐるっとくん」の運行見直しの効果検証を図りながら、デマンドタクシーを含むタクシー車両の有効活用の方法につきましても、引き続き、研究を進め、利便性の高い地域公共交通を実現できるよう取り組んでまいります。 （担当）交通防犯課（電話）０４８-７７５－５１３８